

平成21年1月

# 暴力団事務所等の開設を防止するための条例の制定について

～ 地域社会からの暴力団排除を目指して ～



佐賀県警察本部



## 1 はじめに

暴力団対策法の施行を契機とした暴力団排除気運の高まりと警察による取締りの強化により、暴力団は、社会から孤立しつつあります。

しかしながら、暴力団は、合法社会に介入し、社会情勢の変化に応じて資金獲得活動を多様化させるとともに、組織実態を隠蔽した企業活動を行うなど、不透明化の傾向を強めています。

また、暴力団は、けん銃を使用した凶悪な犯罪や薬物犯罪、更には、一般市民を巻き添えにした対立抗争事件を引き起こすなど、県民生活に大きな脅威を与えています。

## 2 佐賀県内の暴力団構成員数等

佐賀県警察本部では、県内の暴力団勢力について、暴力団18組織、暴力団構成員数等約470人を把握しています。

## 3 暴力団対立抗争の現状

福岡県久留米市に本部を置く指定暴力団道仁会は、平成18年5月に会長の後継人事を巡って分裂し、以降、福岡、佐賀、熊本、長崎県下において、分裂した指定暴力団九州誠道会と対立抗争事件を繰り返しており、佐賀県内では、8件の事件が発生し、一般市民を含む2名が死亡しています。

この対立抗争については、未だ終結しておらず、警察では引き続き、取締り及び警戒活動を継続しています。

### (1) 佐賀県内の主な対立抗争事件

平成18年5月 道仁会系組員に対するけん銃使用による殺人未遂事件(唐津市)

平成18年7月 道仁会系組事務所に対する爆発物投てき事件(唐津市)

平成19年6月 九州誠道会系組長に対する刃物使用による殺人事件(佐賀市)

平成19年7月 九州誠道会系組事務所に対する爆発物投てき事件(唐津市)

### (2) 一般市民が対立抗争の被害者に

平成19年11月8日午前7時40分ころ、佐賀県武雄市内の病院において入院中の一般市民が対立抗争中の暴力団関係者と間違われ、けん銃により殺害される事件が発生しました。

この事件は、人通りの多い通勤通学の時間帯に、最も安全が確保されるべき病院で入院患者がけん銃で殺害されるという社会に大きな衝撃を与えた事件であり、警察では、この事件を引き起こした暴力団組員を逮捕しました。

このような卑劣な犯罪を引き起こす暴力団の存在は、決して許すことはできません。



## 4 暴力団排除活動

違法行為や不当行為を繰り返す暴力団を社会から排除する運動は、全国的な盛り上がりを見せ、各地で住民等による暴力団排除運動を通じ、暴力団事務所の撤去が実現しています。

また、佐賀県内の各自治体においても、暴力追放の決議案や条例が可決されるなど、暴力団排除の動きはこれまでにない高まりを見せています。

佐賀県や警察では、暴力追放運動推進センターや市町、弁護士会等の関係機関、団体と一体となって、社会からの暴力団排除に努めています。



### 最近の主な暴力団排除活動

道仁会本部事務所の撤去運動【福岡県久留米市・平成20年8月】

指定暴力団道仁会の本部事務所のある久留米市の住民が裁判所に対し、相次ぎ対立抗争事件を引き起こしている道仁会本部事務所の使用差し止めの仮処分を申請した。

九州誠道会傘下の暴力団事務所の撤去【佐賀市・平成20年12月】

指定暴力団九州誠道会傘下の暴力団事務所が佐賀市内の国有地に所在していた事案で、佐賀県は、この事務所の占用許可を取り消し、平成20年12月、同建物から関係者の退去を確認した。

山口組傘下の暴力団事務所撤去運動【鹿児島市・平成20年12月】

平成19年10月に鹿児島市内の指定暴力団山口組傘下組織に対する暴力追放運動のリーダーが同組関係者に襲撃され、住民等が裁判所に対し、組事務所の使用差し止め訴訟を起こした結果、平成20年12月、組事務所ビルが売却され、撤去を実現した。

道仁会本部関連施設の撤去運動【佐賀県みやき町・平成20年12月】

指定暴力団道仁会が平成20年11月に隣接する佐賀県みやき町にある元民間保養施設を改修していることが判明し、地元住民らが暴力団関連施設の進出を阻止するため、自治体等と連携し、暴力追放の住民運動を展開した。



## 5 佐賀県暴力団事務所等開設防止条例(仮称)(案)

現在、佐賀県内においても暴力団排除の気運がこれまでにない高まりを見せる中、暴力団排除に関する県民意識の更なる高揚を図り、暴力団事務所等の開設を防止するための条例の制定について検討しています。

この条例において、暴力団等との不動産取引について、契約時における契約解除条項や買戻し条項の盛り込みを求めていくことなどを検討しています。

